

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年開成町議会9月定例会議第6日目の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（茅沼隆文）

日程第1 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって行います。質疑をされる際は、ページを明示してください。

それでは、質疑をどうぞ。

3番、湯川議員。

○3番（湯川洋治）

3番、湯川でございます。

国民健康保険の収入、決算書の178ページ、説明資料66、67ページです。国民健康保険税、細節の一般被保険者国民健康保険税について伺います。

一般被保険者の数について、これはどのくらいになっているか。また、昨年、2億5,631万8,168円の収入があって、平成27年が2億4,273万2,067円と、1,358万6,101円と増となっていますけれども、これは被保険者増ではなくて、平成27年に見直しがあって、収入が増になっているのですけれども、この辺について、細かいことをちょっと教えてください。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えいたします。

まず、国保の加入者の数ですけれども、平成28年度末で人数としては、3,570人となっております。昨年3,829人でしたので、260名程の減ということになっております。また、国民健康保険税の収入済額でございますけれども、これにつきましては、昨年、一昨年ですか、税率を改定しまして、平成28年度から新しい税率で改定をした結果、収入済額が、すみません。一般の人数ということで、一般の人数は、3,464人です。すみません。訂正します。

保険税につきましては、一昨年の改定によりまして、多少税率を上げたということで、今年度2億5,600円と、そういうような金額になっていると、そういうことでございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

数字を見るだけだと、改定があったから増えているわけであって、中身としては、そういう形だと思っておりますけれども、このままいきますと、国民保険の人員が

どんどん減になっていきますので、何とか被保険者数の数を増やす工夫をぜひしていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

すみません。今、議員から被保険者を増やす努力をとというようなお話がございましたけれども、なかなか国民健康保険、開成町だけではなくて、全国的に減っているような状況でございます。特に都市圏では、まだましなほうなのですが、地方を回りますと、本当に小さな、何千人しかないところで、同じく国民健康保険を賄っているというような状況にありまして、被保険者が減っていくことは、これは避けられないという状況にございますので、それもありまして、平成30年度から財政基盤を強化するというので、県、都道府県単位で制度を一本化すると。それによって、各市町村単位ではなくて、もうちょっと大きなところの中で財政を回していくと。そういうような形で改革が進んでいるということで御理解いただきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

前田議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよです。

決算書180、181ページ、説明欄、68、69ページ、一番上段の部分でございます。国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで、10分の10、国からの負担分が出されている部分でございます。これは平成27年度に国で、国保の県の広域化という形の、平成30年度を目指しての準備金と理解をしているところでございますが、現況、この補助金を使って平成28年度、どのような業務内容をなされたのか、詳細に答弁願います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

国保のシステムの改修につきましては、算定の標準システムというのがございます。これは被保険者の情報とか、あるいは保険料の状況について、国保連を通じて、国と情報をやりとりするというようなシステムがございまして、これにつきましては、どうしても改修が必要ということになります。ただ、市町村においては、自分のところの自らのシステムを改修するというのでございますけれども、開成町におきましては、町村システム、組合がございまして、そちらと連携しながら、あるいは国保連と連携しながら、システムの改修についてあたっているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

平成30年度に向けての準備という中で、町として標準の保険税はこのくらいというような形の提示ができるようにも聞いているのですが、その点、現時点で、その数値的なものが見えてきているのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えします。

議員のおっしゃっているのは、都道府県から示される標準保険料率のことだと思いますけれども、今まで市町村別にばらばらであった保険料率について、統一して都道府県内で一本化するという動きもございしますが、それに先んじて比較をしながら、必要な財源をどうあて込んでいくか。それを県で試算した上で、各市町村ごとに標準保険料率を示して、また、それを公表することによって、一般の被保険者にも情報を行いつつ、各保険者が設定をしていくと、そういう形になるわけでございます。

今のところ、まだ、平成30年度の国の支援金とか、そういう状況がはっきりしない段階ですので、平成29年度ベースで1週間ぐらい前に県から試算をされました。標準保険料率とそれから、町が県に納付する納付金について示されたわけですが、それを見ますと、現在の開成町の保険料率から考えますと、標準保険料率というのはかなり低いような、そういう設定になっています。それはなぜかといいますと、県では、現状から割り出して、標準保険料率を割り出すわけではなくて、県全体の中でどれぐらい必要か。それを単純に機械的に割り振って、出しているというような形になっていまして、現在のところ、今の町の率とはかなりかけ離れているという状況になります。そのまま標準保険料率を使いますと、今まで以上に収入も減ってしまうというようなことが考えられますので、今後はそこら辺をどう勘案しながら、県が求める納付金を賄っていくか、そこら辺が重要な判断になるかと、そのように考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

平成30年度に向けた保険税率の改定というところで、今、課長から説明を申しあげたとおりでございますけれども、先日、県から8月30日という日付で、今時点で平成28年度の給付を見た中で、一応、標準保険料率とあと納付金の額ということで仮に示されてございます。それを見ますと、今現在、平成29年度の本算定をやった、現在の保険税率の総額と比較しても、その保険料率で、もう一度、現状で、どのくらい収入できるかというところで試算してみますと、かなり開きがござ

いまして、7,000万円、8,000万円ぐらいの減という、実際に入ってくるものは、今現在のものと、8,000万円ぐらい差がありまして、普通に考えても、かなり開きがあって、それをどう税率に反映させていくかというところが、あと残された、何か月間のうちに結論を出さなければいけないというところになってございますけれども、今現在、仮に出された8月末の額を見ながら、町として、その納付金を賄うためにどうしたら良いかということで、中でいろいろシミュレーションをしている段階でございます。その段階を経た中で、また結論を出しまして、また議会には情報提供をさせていただければと思っておりますので、今現在、そんな段階で進めているというところで御説明させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありますか。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上三史。

決算書178、179ページ、説明書66、67ページの項の1番、国民健康保険税全体で、不納欠損額が500万9,100円となっております。さらに収入未済額が1億627万7,114円となっております。

開成町においては、収納率の向上を図るため、年々努力を積み重ねておられますが、亡くなられたり、町外へ出て、行方が不明だったりして、収納できないケースがあるように見受けられます。

この未収納の中には、経済的に困窮して、支払いできない人が存在するのではないかと思えるのですけれども、その割合については、どの程度把握できているのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

収入未済におきまして、この方が経済的に困窮している。あるいはこの方が行方不明になっているという分析というのは、数が多いものですから、行っておりません。

不納欠損につきましては、数が分かっておりますので、大体一人ひとりの把握ができていますけれども、何分にも、何千人もいる方の様子を一人ひとりチェックするということは、これは難しくございますので、そこら辺につきましては、把握はできておりません。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

収入未済額、1億円を超える金額の中には、未納を繰り返している人というのは、

どうしても出ているのではないかと。さらにその人が、医療給付を受けることは、納税上の不公平感が発生してしまうのではないかと思われるのですけれども、その対策についてはどのように検討されておられるでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、収入未済1億円ということで、これは大きな課題でありまして、収納の方針に従って、しっかりやっていきたいと考えておりますが、一つ分析するのに、現年度分につきましては、収納率94.4%ということになっておりまして、そこそこはいただいていると。ですから、ほとんどのこの1億円のうち、ほとんどの分は、過年度分ということになります。過年度分の収入率が大体15%程ということで、これについては大変申しわけないのですけれども、年々下がっているような状況に思います。と申しますのは、町税等でもそうなのですけれども、年を追っていくごとに、収入が困難な事例が増えてきていまして、なかなかつかまらないとか、折衝できない。あるいはお約束をしても、払っていただけないとか、いろいろな状況がございまして、そのような状況になっているというようにございまして。

収納対策につきましては、特に健康保険税の関係で申しあげますと、一つは先程申しあげましたように、過年度分にしないということがまず大事だということで、現年度分の収納率については、極力いただくということで、現年度対象者に対して早期に対応をします。滞納があった段階で、初期の対応、あるいは夜間の折衝とか、そういうものについてはきめ細かに行っていきたいと思っておりますし、あるいは口座振替の利用について勧奨しているというようなこともございます。そのほかには、国保と社保と二重に入っているかたがいらっしゃいますので、それにつきましては、資格をしっかりと適正化していくというような作業がございまして。

また、低所得者につきましては、申告を促して、所得の適切な把握に努めまして、低所得者に保険税の軽減を適用して、適正な保険料を納付していただくというようにも行ってございます。

あるいは誓約書をしっかり出させていただいてということもございまして、保険証の書き換えが、交換が2年に1回ということもございまして、特に保険証が変わる年には、折衝の機会も増えますので、そういう際に、被保険者の方に対して御指導するというようなことを徹底しております。

あともう一つは滞納処分関係でございまして、滞納整理、滞納処分につきましては、国民健康保険税だけということもまずございませぬ。町税、介護保険等と一緒に残されていないということも多ございますので、税務窓口課との連携をとって、他の税目と一緒に滞納処分を行うなどの処理をさせていただいて、収納対策に努めている。そのような状況でございまして。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

国民健康保険制度そのものが、かなり歴史が古いというところで、かなり累積の滞納額が今現在増えているということは、十分課題意識としてこちらも持って、日々取り組んでいるわけでございますけれども、全国的に見ましても、滞納世帯というところは、かなり問題になってきてございます。

今現在、滞納世帯というところでは、大体320世帯程度と捉えてございます。率としては14%程なのですけれども、これを県の全体の平均で見ますと、県も17.3%の滞納世帯ということになってございますので、県内どこを見ても、全国的に見ても、かなり滞納対策というところでは、課題にもなっているところがございます。

国民健康保険の特徴として、低所得者を抱えているという保険制度でございますけれども、200万円以下の所得の方たちが、約5割を占めているという、かなり低所得者が多いという現状になってございまして、かなり徴収という部分につきましては、厳しい部分が出てきております。

ただ、1億円を超える累積赤字というところは、この辺は何とかなければいけないというところは考えておりまして、さらに平成30年度、ここで制度が変わるということで、この辺は平成30年度に向けてというところで、改めて今年度取り組んでいるところが一つございます。

公平・公正な制度というところでは、不納欠損というところは、かなり難しさというところ、あるのですけれども、ただ、低所得者を多く抱えていて、誓約書をとって、毎月納付をされている方もいらっしゃるのですけれども、それが滞納額に全く追いついていないというような状況もありまして、滞納額がどんどん膨らんでいくというところで、10年ぐらいそのまま継続して滞納額をそのまま積み重ねている方もいる中で、その辺、一人ひとり、先程ちょっと課長が一人ひとりの状況をとというところで御説明申しあげましたけれども、一つ一つ、一人ひとり、その方の所得状況であったり、あと抱えている子育て世代であったりということで、一人ひとりの状況を見きわめて、その辺は判断をしていかなければならないと考えておりますので、そのあたりは徴収嘱託員も含めて、取り組むべきところは、しっかり今年度取り組んでいければと考えているところです。

平成28年度ではないのですけれども、平成27年度では、どの世帯に滞納者が多いかというところを見たときに、やはり30代の方たちが、子育て世代の人たちの率が一番多かったというところもありますので、かなり子どもにもお金がかかるしということで、厳しい状況なのかなというところは見えている部分もございまして、その辺は一人ひとり丁寧にかかわっていければと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

今のお話を聞いていて、確かに経済的にも二極化が生まれておりますし、またさらに平成30年度に向けて、より広域の中で取り扱っていく時代が来るわけなんですけれども、開成町においてですけれども、4節、5節の滞納繰越分では、不納欠損が毎年生じてきてしまっていると。ここも保険税を払っていない人が受診していると思われるのですけれども、今年度の不納欠損額、500万円相当が既に発生しているもので、減ることがないと考えるべきなのか。あるいは収納できないものとして、町の持ち出しとすべきと考えてしまうものなのか。この辺について、見解をお伺いいたします。

どうしても支払えない人がいると思うが、今はるる対策についてお聞きしてきましたけれども、開成町としての課題対策を平成30年度に持ち寄れるように、ある程度明確に考えておかなければいけないのではないかなと思いますけれども、これらについて、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えをさせていただきます。

平成28年度の不納欠損額500万円、実数は47人で、407期ということでございますが、昨年はこれが604万8,600円、482期ということでございまして、前年と比べますと、若干減っているというような状況でございますが、不納欠損につきましては、時効がきたりとか、そういうような状況がございますので、これが一律に増えていくとか、減っていくとか、そういう傾向が明確になっているわけではございません。その年の状況によるわけでございます。

ただ、今、平成27年度の比較でございまして、数年間見ている中では、大体毎年500万円から600万円程度で推移をしているというような状況で、先程申しあげましたように、なるべくはそうさせないように、現年分をしっかりと徴収をさせていただくということの効果がやや出ているのかなと担当としては、認識はしております。

議員がおっしゃいますように、広域化等をにらんで、この不納欠損分につきましては、時効というような制度的なものはございますけれども、その部分については、ほかの被保険者の方にかかわってくる。あるいは町の負担にもかかわってくるということでございますので、これは当然、削減をしていかなければいけないし、不納欠損にさせないような形で常日頃、努力はしていきたいと考えてございます。

また、一方で、町民の方も保険証を持たずに受けるという方、これはいらっしゃらないわけで、滞納の状況によりまして、1カ月、3カ月、短期証をお渡ししているというようなことでございます。

制度的には、資格証も持っておりますけれども、今のところ、資格証を発行した

という実績はございません。

ただ、短期証の方も、言葉は悪いのですがけれども、先程部長が申しあげましたように、懐からいくらかのお金を納付していただいて、短期証をそのまま延ばしていくというような方も実際いらっしゃいますし、私ども面接をしながら、いろいろお約束をして、誓約書を書かせたとしても、なかなかそういうようなお約束が守られていかないというようなこともございます。なかなか窓口の担当職員、苦勞しておりますけれども、先程申しあげましたように、ほかの真面目な被保険者の方も負担にならない、あるいは町の一般会計の持ち出し等にならないように努力はしてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

10番、星野議員。

○10番（星野洋一）

それでは、決算書の344ページが分かりやすいので、そちらで説明させていただきます。表になります。

歳出の3番の、後期高齢者支援金等、平成28年度は、2億660万4,000円、平成27年度は、2億1,550万9,000円となって、890万5,000円の減額になっております。この後期高齢者支援金というのは、説明書では、後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の保険給付等に充てるため、保険者が加入者数に応じて拠出するものとなっております。この後期高齢者の数なのですが、被保険者の推移のところを見ると、平成27年には、1,994人、平成28年には、1,929人、135人増えているのにもかかわらず、890万5,000円のマイナスということになっているのですが、これはどのような理由でこうなったのか、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

後期高齢者支援金と申しますのは、後期高齢者の、この後審議をいただくわけですがけれども、保険制度がございまして、75歳以上の方についての保険医療でございましてけれども、これについては、市町村国保だけではなくて、社会保険全ての保険にかかる方が、後期の高齢者の制度を支援するという事で、保険者として支援金を支出するという制度でございまして。

資料にございます保険者が加入者数に応じというのは、国民健康保険に入っていない保険者数ということでございまして、開成町におきましては、年々この被保険者が減っているということで、この支援金についても減額になっているということでございます。

○議長（茅沼隆文）

星野議員。

○10番（星野洋一）

国民保険が減っているということで、了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

ある程度、聞きたいことが出た中で、傾向的なものは、先程の答弁の中で理解したところであります。

その中で重要な部分は不納欠損、収納未済額ということで、178、179ページという、決算書でいえば、そのページから質問していきたいと思うのですが、傾向的には、先程の答弁で理解しました。

そのような中で、考え方ですね。やはり国民健康保険というものは、最後の砦ではないですけれども、最後の救済措置の場所であると考えているところなのですが、あまりにも、先程言っていた、これはないのは当たり前のことなのですが、皆様の税の負担によって賄われているというのが当然で、しかしながら、先程課長答弁の中では、個々の一人ひとりを分析していくのは難しいという答弁があった中で、これは決算書の歳出の中で、190、191ページの一般管理費、給与費につながってくるのですが、早い話が国保会計を管理していく上で、今の人材で足りているのかということと心配しているんですよ。当然、これはマンパワーでやる中で、今の人材でやろうとすると、先程課長の答弁で言っている、一人ひとりの救済措置ができないという方向に行くようなのが見えてくるのですよ。保険税から始まって、この世帯については、こういう救済措置を指導というか提案をしながら、先程言っていた200万円以下の世帯も多いという中の救済措置につなげていかなければいけないのかなど。福祉の向上をしていかなければいけないのかなどということに結果はつくのですが、あまりにも滞納整理の数字を0にするがために、そこら辺の救済措置がちゃんとできていないのではないのかなどということの懸念が出てきたのですが、人件費も含めた中で答弁、いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えをさせていただきます。まずは人手が足りないのではないかなどというようなそういうようなお言葉、ありがとうございます。

ただ、国保の事務を進めていく上で、現状、人手が足りなくてもきゅうきゅうしているという状況ではございませんで、国保の歳出の中の人件費につきましては、一般会計からの人件費分も入っておりますので、実質的には、担当職員3名分が賄われているということでございます。

本題に戻りますけれども、被保険者の方が、なかなか所得が低い中で、救済措置というお話ですけれども、平成30年度の広域化を見据えて、国もそういう低所得者対策という形で、財源の投入を今はしているような状況なんですね。毎年5月には、議会に上程させていただいて、軽減の基準額等が増えていくということで、それについて条例改正のお願いをして、それによって、軽減をされる方的人数も年々若干ではありますけれども増えているという状況でございますので、体制としては、そういう減免措置とか、そういうものがしっかり制度的にはできているのではないかと考えています。

先程から申しあげていきますように、一番問題となるのは、そういう御相談を受けて、こちらが、それに対する御提案とか、このような形でという、相談の結果というのを出したいと思っても、なかなかこちらに連絡をとっていただけない。あるいは行方不明になってしまうというような方が結構多くございまして、こちらの接触の機会を狙って、いろいろ考えているのですけれども、なかなか接触の機会が持てない。これが一番の大きな理由になっているのかなと思います。接触をしていただけた方に対しては、分割納付をしましょうとか、あるいは軽減策、こういうのがあります。そういう御紹介もできますし、そういうのは主に進めることもできるのですけれども、何分にも連絡がつかないという方が結構いらっしゃって、そこが結構問題になっています。

また、非常勤の徴収嘱託員なんかもおりますので、そういう方が現場に出ていく。あるいは電話をしていただく中で、折衝をする機会ももっておりますけれども、なかなかつかまらないという声が多ございますので、現状としては、そういう状況ではございますが、なるべくこちら側としましては、折衝の機会を見つけて、御本人のためになるように、それをまた町のためにもなるようにということなのですけれども、きめ細かなそういうようなお手伝いをしていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

先程来から、いわゆる国保の関係の徴収状況ですとか、滞納のそういう状況の悪化ですとか、そういうお話が出ていましたけれども、全体としての庁舎内の徴収対策、昨日もそういった関連の御質問をいただきましたけれども、徴収対策推進会議を立ち上げた中で、それはそれぞれの分野、税ですとか、今の国保ですとか、さまざまな料金、手数料、そういったものについての徴収対策ですね。いわゆる情報の共有化を図りながら、できるだけ効率的に取り組みをしていくといった意味の中で、そういう内部組織を立ち上げて、適宜数字を目標設定しながら、達成できているのか、達成できていないのか、そういったことの検証をしながら取り組みを進めているのが現状としてあります。

平成28年度の実績の中で説明をした部分もあるのですけれども、5年前のいわ

ゆる平成22年度と平成28年度、そういった6年前ですか。そういった徴収率の全体の姿とすれば、平成22年度が97.6%だったものが、平成27年度末では、98.0%まで上がっているという実態があります。これは徴収対策に町の中にかかわる職員が一生懸命やった結果として、そういう数字が上がっているということは喜ばしいことだという話もしたわけですが、それぞれ個々に今、お話をされている国保、特に徴収の困難事例、そういったものが、現年度分については、できるだけ溜めないということは全庁的に取り組みをしている部分で、あとは言っても、なかなか低所得者が多いですか、いわゆる納付が困難な状況が、密度が高い国保加入者、そういったものについては努力をしているのですが、なかなか数字ができないといったものが現状としてはあります。

あとは言っても、先程来の井上議員の御質問もありましたけれども、いわゆる負担の公正性、公平性、そういったものは確保していかなければいけないわけで、そういったものは無視できないわけで、要は人材育成というか、徴収、滞納整理に対する専門知識を持つといったことを見れば、税はそれなりに徴収対策の専門として、それを意識して育てているという状況もありますけれども、国保の状況の中では、平時のそういうルーチンな仕事に加えて、夜間、徴収をしなければいけないみたいなどころで、片手間な部分もあります。

そういったところで、徴収専門員を置いたということもありますけれども、あとは言っても、なかなか限界があるということで。これはどこも同じような問題意識、課題意識を持っているわけで、今、5町で広域連携を図っていく、一つの取り組みとしては、そういう徴収対策、徴収業務、そういったものを横の連携の中でつくっていくと。

できれば、県で、今年も県全体の地方税収の協議会がありましたけれども、そのときに要望したのですけれども、いわゆる県のそういう専門職、税務職員の派遣ですとか、そういったものを、例えば広域の中で確保できるということがあれば、そういう方に、困難事例を、ルーチンはルーチンで、それぞれの町の中でやっていくことはできると思いますけれども、困難事例の処分、そういったものについては、そういう専門職の方を養成してやっていければ、数字そのものも、多少改善の方向に迎えるのかなと考えますので、できるだけ早い時期にそういうものを形づくっていければと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

すみません。先ほどの答弁につきまして、未納の方の理由について、内訳を把握しているかというお話がございましたが、一人ひとりにつきましては、御相談の中で分かっておりますが、それを集計してはいないということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

収入未済の欠損等絡んだ中での未納者に対しての徴収というのは、日々いろいろな課で努力しているというのは、こちらにも見えているというところで、今後、逃げ得はさせないという意味であって、そこら辺は強化を図っていくべきだと思います。

その反面本当に救済しなければいけない人に、救済ができていないとなると、制度そのものがあるのに、利用されていないではいけないので、ぜひそこら辺は、個々の加入者の把握をしながら、制度に誘導してあげるというのを丁寧にやっていていただきたいと。それに対して、人的に足りないのであれば、それは言うべきだと思いますよ。そういう町として体制づくり、窓口づくりをしていかなければ、自分の知り合いなどでも、こういう制度があるんだよといったときに、実際、えっ、あるのという人もいますよ。保険健康課に行って聞いてみなというような事例もありますので、ぜひ、そこら辺は丁寧に説明できるような体制づくりというのをやっていただきたいと思います。

この点に対しては、質問、これで終わりますが、それに付随する中で、186、187ページの雑入の中で、一般被保険者第三者納付金ということで、これは前年はなかったという中で、これは字のごとく読むと、第三者が納付してくれたんだなという部分で、先程の滞納の部分の足かせになっているのかなというので、ここら辺の説明を教えてくださいなのですが。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

第三者納付金と申しますのは、いわゆる交通事故等で、原則、保険が使えないわけですがけれども、保険を使った場合、第三者なる加害者から回収するというものでございまして、国保連では、対象の被保険者の方の傷病の状況によって、大体これは第三者から何かしらのあれがあったのだらうなというような検討がつきます。それを確認した上で、加害者から回収したと、そういうことでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。山田議員、もう一回どうぞ、3回目ですね。良いんですよ。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。分かりました。ちょっと勘違いしていました。

では、そのページの諸収入の延滞金、加算金及び過料ということで、一般被保険者の延滞金が30万円予算を見ていたのが、収入済額では57万8,000円とい

うことで表記されていますけれども、前年調べてみると、62万3,500円ということで、若干減っているということでは、やはりここら辺の傾向分析はどのように見ているのか。答弁、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

これにつきましては、保険税が期限までに納付されない場合に、延滞金としていただくものでございますので、特に傾向とか、そういうものがあるわけではございませんので、その年の状況によって、多少ブレは当然出てくると解釈しております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

前田議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよです。

本書は、190、191ページ、説明資料は72、73ページ、一番上段の部分でございます。一般管理費、点検事務に関してお尋ねをいたします。診療報酬明細書を点検する事務にあたるこの内容についてお伺いいたします。確かお医者から出される請求書というのは、最初に国保連で審査をされたものが町に戻ってくるということは存じておるのですけれども、その後、現在、町はどのような体制で、この点検業務をなさっているのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

一次審査は国保連で、それが町に戻ってくるということでございまして、町では、非常勤のレセプト点検員1名を雇用しておりますが、この方の審査事務をかなりやっていますということですが、その方が週に3日来られて、1枚1枚チェックをかけているという状況でございます。このレセプト点検の結構、効果もございまして、これは県の集計でございますけれども、平成28年度が出ていないので、平成27年度ではございますが、一応開成町としては、効果額が1,134円、内容点検で415円、資格点検で719円という結果が出ております。県平均で申しあげますと、ここは5,221円ということでございますので、これよりは若干下回ってございますけれども、レセプト点検員の効果が出ているのではと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

例えば、後期高齢者になると、請求書と言いますか、レセプトの1枚の点数が非常に高いという形になるかと思うのですけれども、それで国保にも倍以上の戻りがあるのではないかなと考えるところなのですけれども、もう少しこの点を評価していくということは現状の分析の中で考えていらっしゃるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

先程も御答弁いたしましたけれども、現状1名のレセプト点検員によって、かなりの効果が出ているものと考えてございます。この人数等を増やすことによって、効果が出るのか。また、その辺に対する人件費等を勘案した上で、判断されるべきものかと考えてございますが、現在のところ、そこまでは必要ないのではないかと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

1点だけ聞きたいのですが、国民健康保険の傾向をお聞きしたいと思います。182、183ページの療養給付費交付金の中の交付金、その過年度分、社会保険医療報酬支払基金から交付されたということで説明を受けているのですが、これは要するに国保から出て、社会保険に加入したという人のタイムラグですか、その部分があって、社会保険から導入されたという解釈で良いのですか。前年度は1,000円か何かだったんですよね。今回、3,124万42円ありますので、そこら辺、傾向的なものを知りたいので、答弁、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

社会保険診療報酬支払基金につきましては、こちらの収入にありますように、いただく分と、それから、保険者として支払基金へ支出をする部分がございます。これは前年度精算金となっておりますけれども、場合によっては、前々年度も含んで精算をされます。町から支払基金に対して、支出をした分が、精算の結果、多ければ返ってくるというようなことになりますので、全体の中で、支払基金が調整して、戻ってくるということになりますので、年によって、波があるということになります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の質疑を終了いたします。